

大阪体育大学学術リポジトリ運用指針

(趣旨)

第1条 大阪体育大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、大阪体育大学（以下「本学」という。）において作成された教育・研究活動の成果物（以下「コンテンツ」という。）を収集し、電子的な形態によって恒久的に蓄積及び保存（以下「登録」という。）し、学内外に無償で公開することにより、本学の教育・研究活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進を通して社会に貢献していくことを目的とする。この目的を達成するため、この指針により、リポジトリの運用に関し必要な事項を定める。

(管理・運用体制)

第2条 リポジトリの管理・運用は、大阪体育大学図書館を主管とする。

2 リポジトリの管理・運用に関する重要事項については、図書館委員会で審議する。なお、図書館委員会の下に、必要に応じて運営委員会等を置くことができる。運営委員会等に関し必要な事項は、図書館委員会の議を経て図書館長が別に定める。

(登録範囲及び要件)

第3条 リポジトリに登録できるコンテンツは、本学において作成された次の各号に掲げるものとする。

(1) 本学の紀要

(2) 本学が博士の学位を授与した学位論文（博士論文）

(3) 学術雑誌掲載論文（第1号以外の学術雑誌に掲載されたもの）

(4) その他、図書館委員会が適当と認めたもの

2 前項第2号に関連し、以下について、登録するものとする。

(1) 本学が博士の学位を授与した学位論文（博士論文）の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

3 第1項第3号又は第4号のリポジトリへの登録については、コンテンツ毎に図書館委員会の議を経て図書館長が決定する。

4 リポジトリに登録するコンテンツは、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 知的財産権及び著作権に係る法令を遵守していること

(2) 公序良俗、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないものであること

(登録者)

第4条 リポジトリにコンテンツを登録できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 当該コンテンツの作成に関与した本学の在籍者（過去に在籍したことのある者を含む。）

(2) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録の手続き)

第5条 登録を希望する者（以下「登録者」という。）は、第6条の登録・公開における取り扱い並びにそれに係る複製権及び公衆送信権の行使について承諾したうえで、第3条第1項の各号の所定様式「大阪体育大学学術リポジトリ登録申請書」（以下「登録申請書」という。）を、図書館長に提出のうえ登録を申請するものとする。なお、リポジトリへの登録は、当該コンテンツの著作権の帰属を変更するものではない。

2 前項にかかわらず、第3条第1項第2号について、本指針の施行以前に、平成25年度以降の博士の学位授与に伴い提出されている博士論文のリポジトリへの登録については、博士の学

位申請時に提出している「論文の公表に関する申請書」により、リポジトリへの登録を申請しているものとして取り扱う。

(登録・公開における取り扱い)

第6条 リポジトリに登録するコンテンツについては、以下のように取り扱う。

- (1) 当該コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。なお、コンテンツの保存年限は無期限とする。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開(送信)する。
- (3) コンテンツについて、保全(バックアップ)及び利用のための複製及び媒体変換を行う。
- (4) 学内外の各種システム等との連携のために、コンテンツの複製物及びメタデータを提供する。

(登録者の責務等)

第7条 リポジトリへの登録に係る登録者の責務は、以下のとおりとする。

- (1) 登録者は、登録を希望するコンテンツについて、著作権に係わる必要な利用許諾手続きを行うこと
- (2) 登録者は、登録を希望するコンテンツの著作権が、登録者を含め複数の者又は出版社等の団体に帰属する場合は、あらかじめリポジトリによる利用を無償で許諾する旨の利用許諾を著作権帰属者の全員又は出版社等の団体から得ておくこと

(非公開・削除)

第8条 リポジトリに登録されたコンテンツが次の各号のいずれかに該当する場合、図書館委員会の議を経て図書館長が決定したうえで、登録されたコンテンツ及びメタデータ等の一部又は全部を削除することにより非公開とする。

- (1) 第3条第4項に規定する要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 登録者から理由を付して図書館長に非公開又は削除の申請があり、やむを得ない理由があると認められる場合
- (3) 図書館委員会が、当該コンテンツが登録されていることが不適切であると判断した場合

(免責事項)

第9条 リポジトリでのコンテンツの登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、本学はその責任を負わない。

(事務)

第10条 リポジトリに係る事務は、図書館事務室が処理する。ただし、コンテンツの収集等について、各コンテンツに係わる部署等が協力するものとする。

(その他)

第11条 この運用指針の改廃は、図書館委員会及び大学評議会の議を経て、学長が行う。ただし、第3条第1項の各号の所定様式「登録申請書」についての変更等は、図書館委員会の議を経て図書館長が行い、若しくは必要に応じて図書館委員会及び大学評議会の議を経て、学長が行うこととする。

2 この運用指針に定めのない事項は、必要に応じて、図書館委員会の議を経て図書館長が別に定める。

附則 この指針は、令和3年1月28日から施行する。